

令和 7 年度 第 8 回

理 事 会

日時 令和 7 年 12 月 4 日 (木)

15 時 00 分～

場所 5 階 大会議室

会長挨拶

協議事項

- 1 第 183 回埼玉県医師会臨時代議員会の次第について
桃木 常任理事

日時：令和 8 年 3 月 19 日 (木) 14:30～

場所：埼玉県県民健康センター 2 階 大ホール

- 2 第 184 回埼玉県医師会定例代議員会の日程について
桃木 常任理事

日時：令和 8 年 6 月 18 日 (木) 14:30～

場所：埼玉県県民健康センター 2 階 大ホール

- 3 令和 8 年 4 月～8 月の役員会等日程について
桃木 常任理事

- 4 会長・副会長・常任理事・理事協議事項について

報 告 事 項

1 郡市医師会別医師会員数（12月1日現在）ならびに会員異動（11月分）について

桃木常任理事

2 埼玉県医師会会員数・同代議員（予備代議員）員数について

桃木常任理事

3 医療事故調査制度の相談事案（10月分）について

松本常任理事

※件数 0 件

4 医療事故紛争解決事例（10月分）について

松本常任理事

濫谷理事

※件数 2 件

5 令和7年度全国医師会勤務医部会連絡協議会の結果について

松山常任理事

岩手県医

武正理事

日時：令和7年11月8日（土）10:00～

場所：ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウイング 4階 メトロポリタンホール

6 第56回全国学校保健・学校医大会の結果について

長又常任理事

神奈川県医

佐藤理事

日時：令和7年11月22日（土）10:00～

場所：パシフィコ横浜／横浜ベイホテル東急（懇親会）

7 子育て相談（令和7年11月分）の報告について
長又常任理事
風間理事
※件数 1件

8 第69回社会保険指導者講習会の結果について
小室常任理事 日医
岸理事
日時：令和7年10月26日（日）10:00～
場所：日本医師会 大講堂

9 サイバーリスク保険の更改について
高木常任理事

10 会長・副会長・常任理事・理事報告事項について

そ の 他

[資 料 配 布] (ホームページ掲載)

- 1 「イットリウム-90 微小球体を用いた選択的内照射療法の治験適正使用マニュアル」の周知について（38枚）

登坂常任理事

県保健医療部

- 2 次世代医療基盤法における死亡した本人の同性パートナーによる医療情報の提供停止の求めについて（2枚）

登坂常任理事

県保健医療部

- 3 診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインの一部改正について（4枚）

登坂常任理事

県保健医療部

桃木常任

第183回 埼玉県医師会臨時代議員会 次第

日時 令和8年3月19日（木）午後2時30分
場所 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール

1. 開 会

1. 臨時議長選出

1. 議事録署名委員指名

1. 会長挨拶

1. 埼玉県医師会代議員会議長及び副議長の選定

1. 議 事

第1号議案 日本医師会代議員及び予備代議員の選出について決議を求める件

第2号議案 令和7年度埼玉県医師会会員の会費減免申請に関し承認を求める件

第3号議案 令和8年度埼玉県医師会会員の会費減免申請に関し決議を求める件

1. 報 告 事 項

(1) 令和8年度埼玉県医師会事業計画

(2) 令和8年度埼玉県医師会収支予算

1. 会長挨拶

1. 閉 会

桃木常任

第184回

埼玉県医師会定例代議員会の日程について

日時 令和8年6月18日（木）14：30～

場所 埼玉県県民健康センター2F大ホール

桃木常任

【理事用】

(案)

令和8年4月～8月の役員会等日程について

【 】内は開催場所 ※ 関連行事

4月 2日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
	理事会 15:00 【県医師会】
9日 (木)	常任理事会 (持廻り) ※医師会ゴルフ大会 【武藏CC】
16日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
23日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 郡市医師会長会議 15:00 【県医師会】
30日 (木)	休会
5月 7日 (木)	休会
14日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 理事会 15:00 【県医師会】
21日 (木)	常任理事会
28日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 郡市医師会長会議 15:00 【県医師会】
6月 4日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 理事会 15:00 【県医師会】
11日 (木)	常任理事会 (持廻り)
18日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 ※第184回定例代議員会 14:30 【大ホール】
25日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 郡市医師会長会議 15:00 【県医師会】
7月 2日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 理事会 15:00 【県医師会】
9日 (木)	常任理事会 (持廻り)
16日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】
23日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】 郡市医師会長会議 15:00 【県医師会】
30日 (木)	休会
8月 27日 (木)	常任理事会 13:30 【県医師会】

桃木常任

都市医師会別医師会員数（令和7年12月1日現在）

ならびに会員異動（11月分）について

(1) 都市医師会別医師会員数（別紙）

(2) 令和7年11月1日～11月30日までの、入会・退会・異動にかかる報告。（内訳は別紙）

今回報告数	· · · · ·	93名
入会	· · · · ·	56名
退会	· · · · ·	19名（死亡 2名）
異動	· · · · ·	18名

都市医師会別医師会員数(令和7年12月1日現在※会員調査による)

都市医師会	A1	A2B	B	A2C	C	合計
浦和医師会	326	123	168	13	33	663
川口市医師会	268	54	164	12	20	518
大宮医師会	292	97	230	17	77	713
川越市医師会	175	46	93	0	0	314
熊谷市医師会	116	28	89	0	12	245
行田市医師会	24	7	22	8	0	61
所沢市医師会	180	74	113	0	0	367
蕨戸田市医師会	115	24	56	15	1	211
北足立都市医師会	145	44	92	0	8	289
上尾市医師会	88	13	58	0	0	159
朝霞地区医師会	199	44	106	19	10	378
草加八潮医師会	144	18	45	0	12	219
さいたま市与野医師会	68	37	46	26	2	179
入間地区医師会	75	19	41	1	0	136
飯能地区医師会	59	14	45	0	0	118
東入間医師会	127	45	42	0	0	214
坂戸鶴ヶ島医師会	90	28	24	0	0	142
狭山市医師会	58	19	54	0	20	151
比企医師会	113	24	63	1	0	201
秩父都市医師会	71	26	15	0	0	112
本庄市児玉郡医師会	74	30	37	0	0	141
深谷寄居医師会	94	43	52	7	9	205
北埼玉医師会	73	25	19	7	19	143
南埼玉郡市医師会	137	52	62	0	20	271
越谷市医師会	148	106	231	94	11	590
春日部市医師会	102	42	101	0	11	256
岩槻医師会	50	17	50	0	0	117
北葛北部医師会	38	11	17	0	0	66
吉川松伏医師会	38	5	40	0	0	83
三郷市医師会	59	17	27	0	0	103
埼玉医科大学医師会	4	33	264	87	100	488
防衛医科大学校医師会	1	15	19	0	0	35
＊＊＊ 総 計 ＊＊＊	3,551	1,180	2,485	307	365	7,888
前月比	-2	-1	43	-4	4	40

【埼玉県医師会会員区分】

{ A会員:日本医師会A1
 B会員:日本医師会A2B・B
 B特会員:日本医師会A2B・B【大学医師会会員】
 C会員:日本医師会A2C・C

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.11.1 ~ 令7.11.30

令和7年12月1日報告

No.1

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 会員区分変更	変更事由2 会員区分変更	変更事由3 会員区分変更	変更事由4 会員区分変更	変更事由5 会員区分変更	変更事由6 会員区分変更	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
浦和医師会	7/4/1 異動 A2B → B	会員区分変更				内		タカタユキ 田中孝幸	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460		さいたま市立病院	048-873-4111 048-873-5451	
浦和医師会	7/10/31 退会 A1 → 退会	その他				眼		イミタツヤ 稻見達也	336-0967	さいたま市緑区美園6-9-10		ほし安い眼科	048-812-2266 048-812-2088	管理者交代の為
浦和医師会	7/11/1 異動 B → A2B	会員区分変更				外 婦		ベシュウカ 史周霞	336-0033	さいたま市南区曲本3-6-2		医)社団徳栄会 常徳医院	048-844-6655 048-844-6656	
川口市医師会	7/10/20 入会 → A2C					研修		ササキナオキ 佐々木直記	332-8558	川口市西川口5-11-5		社福)恩賜財団済生会支部 済生会川口総合病院	0570-08-1551 048-256-5703	
川口市医師会	7/12/1 異動 A2B → A1	会員区分変更 管理者交代				外 肛 消外		シグハルヒ 志田晴彦	333-0832	川口市神戸258-1		医)社団桐和会 タムスさくら病院川口	048-283-1200 048-283-1337	
川口市医師会	7/12/1 異動 A1 → B	会員区分変更 管理者交代				内 小		オカモトカズヒサ 岡本和久	333-0832	川口市神戸258-1		医)社団桐和会 タムスさくら病院川口	048-283-1200 048-283-1337	
大宮医師会	7/9/11 異動 A1 → A2B	会員区分変更				内 整外 乳外		ノナカタツヤ 野中達也	330-0844	さいたま市大宮区下町3-7-1 グランドミッドタワーズ大宮スカイタワー1階		医)社団誠恵会 のなか内科	048-641-8777 048-643-0977	
大宮医師会	7/9/11 異動 A2B → A1	会員区分変更				内 消内		ノナカマサヤ 野中雅也	330-0844	さいたま市大宮区下町3-7-1 グランドミッドタワーズ大宮スカイタワー1階		医)社団誠恵会 のなか内科	048-641-8777 048-643-0977	
大宮医師会	7/10/16 入会 → A1					内 外 肛		コバヤントナリ 小林利成	330-0843	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-262-8 ブリムローズセキグチ2F		医)清流会 ひかりクリニック新都心	048-645-5884 048-645-5882	
大宮医師会	7/10/16 入会 → A2B					皮		タグチヨウキチ 田口良吉	330-0843	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-262-8 ブリムローズセキグチ2F		医)清流会 ひかりクリニック新都心	048-645-5884 048-645-5882	
大宮医師会	7/11/1 入会 → A1					産婦		ニシダヤスコ 西田慈子	330-0845	さいたま市大宮区仲町1-54-3 ビジョナリーⅢ6F		医)社団新宿レディースクリニック さいたまレディースクリニック	048-644-1971 048-644-1979	
大宮医師会	7/11/1 入会 → A1					内		キタアサコ 北野あさ子	330-0804	さいたま市大宮区堀の内町2-173		医)社団双愛会 双愛クリニック	048-642-4130 048-642-8282	
大宮医師会	7/11/1 入会 → B					消外		ヤマトヨウタ 山本洋太	331-8577	さいたま市北区土呂町1522		医)社団協友会 彩の国東大宮メディカルセンター	048-665-6111 048-665-6112	
大宮医師会	7/11/11 入会 → B					研修		コスキナツミ 小杉奈津実	331-0054	さいたま市西区島根299-1		医財)さいたま市民医療センター	048-626-0011 048-799-5146	
大宮医師会	7/11/11 入会 → B					眼		カケハシアキロ 様彰弘	330-0846	さいたま市大宮区大門町2-118 大宮門街WEST3階		医)新光会 大宮かどまち眼科	048-649-1231 048-649-1232	
大宮医師会	7/11/11 入会 → B					救急		コイケマサキ 小出正樹	331-8577	さいたま市北区土呂町1522		医)社団協友会 彩の国東大宮メディカルセンター	048-665-6111 048-665-6112	
大宮医師会	7/11/11 入会 → B					リハ		カワハラダーハルミチ 川原田晴通	337-0012	さいたま市見沼区東宮下西196		医)徳洲会 さいたま記念病院	048-686-3111 048-685-3155	
大宮医師会	7/11/11 入会 → B					循内		ホリヨウ介 堀陽一	337-0012	さいたま市見沼区東宮下西196		医)徳洲会 さいたま記念病院	048-686-3111 048-685-3155	
大宮医師会	7/12/1 異動 A1 → B	会員区分変更 廃業B				心内 精		オオノヒロシ 大野博司	330-0845	さいたま市大宮区仲町2-24		大野クリニック	048-641-0533 048-641-0533	
大宮医師会	7/12/1 入会 → B					消内 外 呼外 感内		デグチヨシミ 出口善純	337-0012	さいたま市見沼区東宮下西196		医)徳洲会 さいたま記念病院	048-686-3111 048-685-3155	
熊谷市医師会	7/1/1 入会 → B					麻		ニシダマサキ 西田昌昭	360-8567	熊谷市中西4-5-1		社医)	048-521-0065 熊谷総合病院	
熊谷市医師会	7/10/1 入会 → B					内 消外		タマチトモヒテ 玉地智英	360-0012	熊谷市上之3854		医療生協さいたま生活協同組合 熊谷生協病院	048-524-3841 048-524-8409	
行田市医師会	7/11/25 退会 B → 退会	死亡				内 小		コバヤシヒロシ 小林弘	361-0041	行田市棚田町1-51-1		こばやし小児科・内科	048-554-9011 048-554-9022	
行田市医師会	7/12/1 異動 A1 → A2B	会員区分変更				内		コバヤシエイジ 小林永治	361-0062	行田市谷郷2026-1		小林内科医院	048-552-0362 048-552-0363	
行田市医師会	7/12/1 異動 A2B → B	会員区分変更 廃業B				内 消内 リウ 外		オカダカズマサ 岡田多雅						
所沢市医師会	7/9/12 入会 → B					眼		スキモトヨウコ 杉本陽子	359-1123	埼玉県所沢市日吉町18-4 Arai-CL Bldg 2F/3F		医)社団喜一会 ところざわ日吉町眼科	04-2933-9151 04-2933-9152	
所沢市医師会	7/9/26 入会 → A2B					循外		カツイソウタロウ 葛井 総太郎	359-1106	所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1		社医)至仁会 圈央所沢病院	04-2920-0500 04-2920-0501	

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.11.1 ~ 令7.11.30

令和7年12月1日報告

No.2

日本医師会用

年月日	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
7/10/23 所沢市医師会	退会 B → 退会	退職			内 循内	ナガサワ マサキ 長澤 正樹	359-1147	所沢市小手指元町2-29-21	ながさわ内科	04-2947-2001 04-2947-2005	
7/10/24 所沢市医師会	入会 → A2B				内	アダチ サトシ 足立 知司	359-1143	所沢市宮本町2-11-11 MOA5ビル2階A号室	医)社団たすく ふく在宅クリニック	04-2968-7872 04-2968-7873	
7/12/1 蕨戸田市医師会	入会 → B				内 糖内	ナガシマ シュウイチ 永島 秀一	335-0005	埼玉県蕨市錦町5-3-28 蕨クリニックタウン102号	医)社団 わらび錦町内科	048-447-6222	
7/12/1 蕨戸田市医師会	入会 → B				産婦	ナンバ ナオコ 難波 直子	335-0022	戸田市上戸田2-7-9	シュシュレディースクリニック戸田公園	048-242-8088 048-452-8804	
7/9/30 北足立都市医師会	退会 B → 退会	退職			内 糖内	タエダ マイ 種子田 真衣	365-0038	鴻巣市本町3-5-21	サンビレッジクリニック鴻巣	048-540-0088 048-540-0085	
7/10/1 北足立都市医師会	入会 → B				糖内	タケチ ミカ 谷口 美香	365-0038	鴻巣市本町3-5-21	サンビレッジクリニック鴻巣	048-540-0088 048-540-0085	
7/10/1 上尾市医師会	入会 → B				眼	ウエダ タケアキ 上田 健昭	362-0007	上尾市久保457-8	よこづか眼科	048-779-2300 048-773-5050	
7/10/1 朝霞地区医師会	異動 A2B → A1	会員区分変更 管理者交代			内 消内 循内	ツツイ ケンスケ 筒井 健介	352-0011	新座市野火止8-1-22	一医) 野火止クリニック	048-479-5698 048-479-5899	
7/10/1 朝霞地区医師会	入会 → A1				内 小	ミヤジ ナオコ 宮路 尚子	352-0011	埼玉県新座市野火止1-23-44	社会福祉法人ゆずの木 にじの陣屋クリニック	048-423-2737 048-423-2636	
7/12/1 朝霞地区医師会	入会 → A1				小	クボタ ヒロキ 久保田 弘樹					
7/12/1 朝霞地区医師会	入会 → B				内 糖内	マツマ エリコ 松島 えり子	351-0023	朝霞市溝沼3-2-33	医)山柳会 あさか相生病院	048-467-0016 048-467-0018	
7/3/31 さいたま市与野医師会	退会 A2C → 退会	医師会の異動			研修	シノハラ ケイイチロウ 篠原 圭一郎	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
7/3/31 さいたま市与野医師会	退会 A2C → 退会	医師会の異動			研修	フカツ ミナミ 深松 美南	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
7/11/30 さいたま市与野医師会	退会 A2B → 退会	医師会の異動			眼	カネラサ サキヨウ 金原 左京	338-0013	さいたま市中央区鈴谷2-633	医)康久会 南与野にかわ眼科	048-859-8080 048-859-8081	
7/11/30 入間地区医師会	退会 B → 退会	退職			外 消外	シロヘ タカシ 白部 多可史	358-0003	入間市豊岡1-13-3	社会医療法人東明会	04-2962-1251	
7/11/30 入間地区医師会	退会 A2B → 退会	退職			内 脳内 リハ	マツモト シュンスケ 松本 俊介	358-0003	入間市豊岡1-13-3	社会医療法人東明会 原田病院	04-2962-1251 04-2962-0865	
7/12/1 東入間医師会	入会 → A1				内	ワタナベ タツナリ 渡部 竜成					
7/12/1 東入間医師会	異動 A1 → A2B	会員区分変更			内 消内 小	スキジタトモアキ 杉下 智昭	356-0002	ふじみ野市清見3-1-22	一医)若楓会 杉下内科	049-264-1145 049-264-6235	
7/12/1 東入間医師会	異動 A1 → B	会員区分変更 廃業B			アレ 小	ヤマダ テツヤ 山田 哲也	356-0004	ふじみ野市上福岡1-5-28 2階	山田こどもクリニック	049-269-2811 049-269-2809	
7/10/20 坂戸鶴ヶ島医師会	入会 → B				内	カワノ エイイチ 川野 英一郎	350-2213	鶴ヶ島市大字脚折1440-2	医)菊一會 鶴ヶ島池ノ台病院	049-287-2288 049-287-3529	
7/6/30 狭山市医師会	退会 B → 退会	退職			消内 外 消外	キム ユジ 金 准之	350-1332	狭山市大字下奥富1221	医)社団清心会 至聖病院	04-2952-1000 04-2952-1003	
7/8/15 狭山市医師会	退会 B → 退会	死亡			心内 精	モリヤ アキオ 守屋 昭夫	350-1317	狭山市大字水野1026	医)	04-2959-3295 狭山ヶ丘病院	
7/10/1 狭山市医師会	入会 → C				研修	ナリタ タマ 成田 拓磨	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
7/10/1 狭山市医師会	入会 → C				研修	シモカラ フユタ 下川 風悠太	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
7/10/1 狭山市医師会	入会 → C				研修	キタハラ ヒカル 北原 輝	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
7/10/1 狭山市医師会	入会 → C				研修	サガラ レオ 相良 黎輔	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
7/10/1 狭山市医師会	入会 → C				研修	ヤナギ サワ タク 柳澤 多映	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.11.1 ~ 令7.11.30

令和7年12月1日報告

No.3

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
狭山市医師会	7/10/1 入会 → C				研修	ハタ マリナ 畠 真里奈	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
狭山市医師会	7/10/1 入会 → C				研修	ハセガワ ナオト 長谷川 直叶	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
狭山市医師会	7/10/1 入会 → C				研修	カワナ ハナコ 川名 花菜子	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
狭山市医師会	7/10/1 入会 → C				研修	ヒラカワ ダイイチ 平川 大地	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
狭山市医師会	7/10/1 入会 → C				研修	サカマ リヤ 佐久間 陸矢	350-1305	狭山市入間川2-37-20	社医)財団石心会 埼玉石心会病院	04-2953-6611 04-2953-8040	
狭山市医師会	7/10/6 入会 → A2B				眼	ハリモト コウゾウ 播本 幸三	350-1316	狭山市南入曾565-11	医)視心会 えのき眼科	04-2999-0666 04-2999-0667	
狭山市医師会	7/12/1 入会 → B				外 消外	ウチダ タケミ 内田 剛史	350-1307	狭山市祇園17-2	医)社団 入間川病院	04-2958-6111 04-2956-4949	
比企医師会	7/4/1 入会 → B				内 リウ	ミムラトシヒデ 三村 俊英	355-0072	東松山市大字石橋1721	医)	0493-23-1221 埼玉成恵会病院	
比企医師会	7/4/1 異動 A2B → B	会員区分変更			泌	オオヌキ シンタロウ 大貫 新太郎	355-0077	東松山市上唐子1312-1	医)蒼龍会 武藏嵐山病院	0493-81-7700 0493-81-6770	
比企医師会	7/10/1 入会 → B				内	カワムラ マユコ 川村 蔓子	355-0021	東松山市神明町2-16-15 フェルトドルフ1階B	医)社団ケア・トラスト 東松山在宅診療所	0493-81-6375 0493-81-6376	
比企医師会	7/11/1 入会 → B				外	ムラカミ テツオ 村上 哲朗	355-0021	東松山市神明町1-15-10	公益社団法人東松山医師会 東松山医師会病院	0493-22-2822 0493-22-8903	
秩父都市医師会	7/10/25 入会 → B				内	シハラ ケイイチ 篠原 圭一郎	368-0025	秩父市桜木町8-9		0494-23-0611 秩父市立病院	
秩父都市医師会	7/10/25 入会 → B				研修	フカツミ ミナ 深松 美南	368-0025	秩父市桜木町8-9		0494-23-0611 秩父市立病院	
本庄市児玉郡医師会	7/9/30 退会 B → 退会	医師会の異動			内	ムライ カミ 村井 克己	367-0061	本庄市小島5-6-1	医)福島会 彩北病院	0495-21-0111 0495-21-7725	
深谷寄居医師会	7/10/1 入会 → B				内	ムライ カミ 村井 克己	366-0811	深谷市人見1975	医)好文会 あねとす病院	048-571-5311 048-572-8800	
北埼玉医師会	7/10/1 退会 A1 → 退会	医師会の異動			内 脳内	トリヤベ マサヲ 鳥谷部 真史	347-0016	埼玉県加須市花崎北1-16-7	医)社団真誠の樹 はなさき診療所	0480-31-8002 0480-31-8003	
北埼玉医師会	7/10/1 入会 → A1				内 消外 小	トリヤベ タケシ 鳥谷部 武志	347-0016	埼玉県加須市花崎北1-16-7	医)社団真誠の樹 はなさき診療所	0480-31-8002 0480-31-8003	
南埼玉都市医師会	7/3/31 退会 B → 退会	退職			内 循外	スズキ りょう 鈴木 亮	346-0016	久喜市久喜東1-2-5 東山ビル3F-A	医)社団爽綠会 ふたば在宅クリニック	0480-44-9178 0480-44-9179	
南埼玉都市医師会	7/3/31 退会 A1 → 退会	退職			内 感内	オオタ ヤスオ 太田 康男	349-0196	蓮田市黒浜4147	独行法)国立病院機構 東埼玉病院	048-768-1161 048-769-5347	
南埼玉都市医師会	7/4/1 異動 B → A1	会員区分変更			脳内	オガタ カツヒサ 尾方 克久	349-0196	蓮田市黒浜4147	独行法)国立病院機構 東埼玉病院	048-768-1161 048-769-5347	
南埼玉都市医師会	7/8/1 異動 A1 → B	会員区分変更			耳 気	ヨダ マサル 依田 勝	340-0211	久喜市上内1177-3		0480-58-1525 依田耳鼻咽喉科歯科医院	
南埼玉都市医師会	7/8/31 退会 A1 → 退会	その他			内 精 麻	サシハラ シュンスケ 指原 俊介	346-0016	久喜市久喜東2-35-5 M&Mビル1階	医)社団尽徳会 県西在宅クリニック久喜駅前	0480-53-6738 0480-53-6278	業務都合
南埼玉都市医師会	7/10/31 退会 A1 → 退会	退職			内 消内 外	ナゴシ マサキ 名越 正樹	349-0101	蓮田市黒浜3003-3		048-765-1754 なごしクリニック	
越谷市医師会	7/10/1 入会 → B				内 脳内	トリヤベ マサヲ 鳥谷部 真史	343-0815	越谷市元柳田町6-45	医)財団明理会 新越谷病院	048-964-2211 048-964-7155	
越谷市医師会	7/10/9 入会 → B				アレ 小	モキ キヨコ 元木 京子	343-0828	越谷市レイクタウン2-2-6	医)社団紡	048-989-2650 つむぎこどもクリニック	
越谷市医師会	7/10/31 退会 B → 退会	退職			整外 リハ	ツチヤ マサル 土屋 勝	343-8577	越谷市東越谷10-32		048-965-2221 越谷市立病院	
										048-965-3019	

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.11.1 ~ 令7.11.30

令和7年12月1日報告

No.4

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
越谷市医師会	7/12/1 入会 → A1				眼	カネハラ サキヨウ 金原 左京	343-0828	埼玉県越谷市レイクタウン8-4-4 Efelix越谷レイクタウン4F	医)社団ひよこ会 たにかわ眼科みんなのレイクタウンそら	048-985-3709 048-985-3701	
越谷市医師会	7/12/1 異動 A1 → B	会員区分変更 管理者交代			内 呼内 消内 小	イノエ タケシ 井上 健	343-0041	越谷市千間台西1-67 駅ビルストラ5階	医)健身会 駅ビル医院「せんげん台」	048-978-1113 048-978-3721	
越谷市医師会	7/12/1 異動 B → A1	会員区分変更 管理者交代			内 消内 外	シウタウ ヒロアキ 周東 宏晃	343-0041	越谷市千間台西1-67 駅ビルストラ5階	医)健身会 駅ビル医院「せんげん台」	048-978-1113 048-978-3721	
越谷市医師会	7/12/1 入会 → B				消内	シウタウ マリエ 周東 万里恵	343-0851	越谷市七左町1-304-1	医)健身会 南越谷健身会クリニック	048-990-0777 048-990-0771	
越谷市医師会	7/12/1 異動 A2B → B				皮	スナガ ヨシヅグ 須長 幸嗣	343-8555	越谷市南越谷2-1-50		048-965-1111 048-965-1127	
春日都市医師会	7/10/23 退会 C → 退会	その他			研修	ナルミ ユウカ 鳴海 優佳	344-8588	春日部市中央6-7-1		048-735-1261 048-734-2471	異動
吉川松伏医師会	7/11/1 入会 → B				内 脳内	タカソノコ 田中 園子	342-0056	吉川市平沼111	医)社団協友会 吉川中央総合病院	048-982-8311 048-981-2062	
三郷市医師会	7/4/1 入会 → A2B				内	サノコウイ 佐野 剛一	341-8550	三郷市新三郷ららシティ3-1-1 ららぽーと新三郷2階21800	一医)社団二葉会 ららぽーと新三郷 内科・小児科	048-950-1060 048-950-1061	
三郷市医師会	7/8/1 入会 → A1				小	ゴイシ ケイジ 五石 圭司	341-0038	三郷市中央1-3-1 エムズタウン三郷中央2F	一医)社団紡想舎 杉浦小児科	048-952-2124 048-952-2134	
埼玉医科大学医師会	7/4/1 入会 → A2B				小	ムラカミ トモキ 村上 智樹	350-8550	川越市鴨田1981		049-228-3400 049-226-5274	
埼玉医科大学医師会	7/4/1 入会 → A2C				研修	コウ シュウジン 洪 修鎮	350-8550	川越市鴨田1981		049-228-3400 049-226-5274	
埼玉医科大学医師会	7/12/1 入会 → B				脳内	リハ ナカサト ヤスコ 中里 康子	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111 042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/12/1 入会 → B				脳外	マエダ タクマ 前田 拓真	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111 042-984-0432	

桃木常任

埼玉県医師会 会員数・同代議員(予備代議員)員数

令和7年12月1日 現在 単位:人

都市医師会名	会員数						代議員員数 (予備代議員も同数)	前回比	
	A1	A2B	B	A2C	C	合計		前回	増減
浦和	326	123	168	13	33	663	14	13	1
川口市	268	54	164	12	20	518	11	10	1
大宮	292	97	230	17	77	713	15	15	0
川越市	175	46	93	0	0	314	7	7	0
熊谷市	116	28	89	0	12	245	5	5	0
行田市	24	7	22	8	0	61	2	2	0
所沢市	180	74	113	0	0	367	8	7	1
蕨戸田市	115	24	56	15	1	211	5	4	1
北足立郡市	145	44	92	0	8	289	6	7	△1
上尾市	88	13	58	0	0	159	4	4	0
朝霞地区	199	44	106	19	10	378	8	8	0
草加八潮	144	18	45	0	12	219	5	5	0
さいたま市与野	68	37	46	26	2	179	4	4	0
入間地区	75	19	41	1	0	136	3	3	0
飯能地区	59	14	45	0	0	118	3	3	0
東入間	127	45	42	0	0	214	5	5	0
坂戸鶴ヶ島	90	28	24	0	0	142	3	3	0
狭山市	58	19	54	0	20	151	4	3	1
比企	113	24	63	1	0	201	5	5	0
秩父郡市	71	26	15	0	0	112	3	3	0
本庄市児玉郡	74	30	37	0	0	141	3	4	△1
深谷寄居	94	43	52	7	9	205	5	5	0
北埼玉	73	25	19	7	19	143	3	3	0
南埼玉郡市	137	52	62	0	20	271	6	6	0
越谷市	148	106	231	94	11	590	12	11	1
春日部市	102	42	101	0	11	256	6	6	0
岩槻	50	17	50	0	0	117	3	3	0
北葛北部	38	11	17	0	0	66	2	2	0
吉川松伏	38	5	40	0	0	83	2	2	0
三郷市	59	17	27	0	0	103	3	3	0
埼玉医科大学	4	33	264	87	100	488	10	7	3
防衛医科大学校	1	15	19	0	0	35	1	1	0
合計	3,551	1,180	2,485	307	365	7,888	176	169	7

松山常任

武正理事

令和7年度全国医師会勤務医部会連絡協議会

プログラム

日 時：令和7年11月8日（土）10:00～

場 所：ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング 4階 メトロポリタンホール

主 催：公益社団法人 日本医師会

担 当：一般社団法人 岩手県医師会

司会 岩手県医師会常任理事・岩手県医師会勤務部会副部会長 伊藤智範

メインテーマ

勤務医が生き生きと活躍できる場を作る ～混沌を成長の機会に～

9:00～ 受付開始

10:00～10:25	開 会	岩手県医師会副会長	祖父江 憲治
	挨 拶	日本医師会会长	松 本 吉 郎
		岩手県医師会会长	本 間 博 博
	来賓祝辞	参議院議員	釜 泡 敏
		岩手県知事	達 増 拓 也
		盛岡市長	内 館 茂

10:25～11:00 特別講演Ⅰ「日本医師会における勤務医支援に向けた取り組み」

日本医師会会长 松 本 吉 郎
座長：岩手県医師会会长 本 間 博

11:00～11:50 特別講演Ⅱ「南部美人の挑戦 —混沌とした時代を切り開く—」

株式会社南部美人 五代目蔵元 代表取締役社長 久慈 浩介
座長：岩手県医師会副会長 小泉嘉明

11:50～12:05 報 告 「日本医師会勤務医委員会報告」

日本医師会勤務医委員会委員長 一宮 仁

12:05～12:10 次期担当県挨拶

大分県医師会会长 河野幸治

12:10～13:00 昼 食

13:00～13:50 特別講演Ⅲ「新型コロナウイルス感染症と今後の日本の医療」

国際医療福祉大学学長 鈴木 康裕
座長：岩手県医師会参与・岩手県医師会勤務医部会常任幹事 望月 泉
岩手県医師会勤務医部会副部会長 久保直彦

13：50～15：40 シンポジウム 『 人口減少時代に活躍する勤務医 』
座長：岩手県医師会勤務医部会副部会長 伊藤達朗
岩手県医師会勤務医部会常任幹事 吉田徹

- ①研修医教育：「岩手の臨床研修医教育
(いわてイーハトーヴ臨床研修病院群の取り組み)」
いわてイーハトーヴ臨床研修病院群 WG 代表
・岩手医科大学医学部総合診療医学講座講師 米田真也
- ②総合診療：「目標伝達、勤務環境整備、総合的に診る教育とチーム医療、
地域活動で、医師の活躍を支える」
あがの市民病院病院長 藤森勝也
- ③医療 DX：「医療 DX - 地域医療連携システムの経験から」
東北大学大学院医学系研究科医学情報学分野教授 中山雅晴
- ④女性医：「憧れるのをやめましょう～混沌の先に居場所があった～」
岩手県立中央病院総合診療科 住吉明子
- ⑤岩手県：「人口減少を迎える地域で」
岩手県立病院院長会会长・岩手県立釜石病院院長 坂下伸夫

15：40～15：55 休憩

15：55～17：05 全体ディスカッション
座長：岩手県医師会常任理事
・岩手県医師会勤務医部会部会長 宮田剛
岩手県医師会常任理事
・岩手県医師会勤務医部会副部会長 伊藤智範

17：05～ いわて宣言採択
岩手県医師会常任理事
・岩手県医師会勤務医部会部会長 宮田剛

17：15～ 閉会
岩手県医師会副会長 小泉嘉明

18：00～20：00 懇親会

いわて宣言

我が国は、急速に進行する人口減少と高齢化により、医療提供体制の持続可能性がかつてないほど問われる時代を迎えており。特に地方においては、医療需要の増大に反し、医療従事者の確保が困難となり、必要な診療科が揃わない状況に追い込まれるなど包括的な対応が急務となっている。先進諸国の中でも最も高齢化人口減少が先行している国として、日本の動向に世界も注目している。医師多数都府県は、寧ろ特例的であり、日本の多くの地域においては、直近の医療提供体制維持に危機感を持って備えなければならない。

医学の進歩は日々加速し、専門性の深化が進む一方で、複合的疾患を併せ持つ高齢者には包括的医療を担う体制や人材の確保が必要である。また、急速に進化する医学に伴い、制度の複雑化や薬剤費の高騰などが進み、病院運営はかつてない困難に直面している。

このような状況の中、勤務医は、病院を拠点に、多職種や地域医療機関、福祉施設等と連携し、複雑化する先進医療を担っている。診療所との機能分担と連携を図りつつ、我々勤務医は、診療科や施設の垣根を越え、持続可能な医療の実現に尽力している。

一方、勤務医の長時間労働や過重な業務負担は、個々の人生と健康に深刻な影響を及ぼすだけでなく、医療安全にも直結する重大な課題である。勤務医の働き方改革は、医療提供体制の持続性を高める基盤として不可欠な施策であり、年齢や地域の実情に見合った運用が適切に為されていく必要がある。

また、人工知能や通信機能における先端技術の導入は、業務の効率化のみならず、医療の質と安全性の向上を目指すための重要な鍵となる。我々は積極的にこれらを活用し、医療の変革に対応していくかなければならない。

以上を踏まえ、我々全国医師会勤務医部会連絡協議会は、この困難な時代を乗り越えるため現場から変革を引き起こしていく決意を新たに、次の通り宣言する。

-
- 一、人口減少と高齢化が進む中でも、勤務医は地域住民のいのちと暮らしを支えるため、時代の変化に応じた医療提供体制の変革に努める。
 - 一、診療所・施設・職種の垣根を越えた連携により、切れ目のない医療を推進する。
 - 一、働き方改革を推進し、勤務医が無理なく安心して働く環境整備に取り組む。
 - 一、人工知能や通信技術等の先端技術を有効に活用し、人材が限られる中でも質の高い効率的な医療体制を構築する。
-

令和7年11月8日
全国医師会勤務医部会連絡協議会・岩手

長又常任

佐藤理事

令和7年度 第56回全国学校保健・学校医大会 開催要項

テーマ 『子どもたちの健康を守る～生まれてから成人まで～』

日 時 令和7年11月22日(土)午前10時～ ※後日、オンデマンド配信予定

会 場 パシフィコ横浜ノース(横浜市西区みなとみらい TEL 045-221-2155)

懇親会会場 横浜ベイホテル東急(横浜市西区みなとみらい TEL 045-682-2222)

主 催 日本医師会

担 当 神奈川県医師会

参加者 日本医師会会員及び学校保健に関係のある専門職の者

9:00	【受付】 会場: パシフィコ横浜ノース	4階
10:00	【分科会】 第1分科会「からだ・こころ(1)」 第2分科会「からだ・こころ(2)」 第3分科会「からだ・こころ(3)」 第4分科会「耳鼻咽喉科」 第5分科会「眼科」	4階 G404 4階 G403 4階 G402 4階 G401 4階 G412・413
12:00	【昼食】 【都道府県医師会連絡会議】	(各分科会会場等) 1階 G7
13:00	【開会式・表彰式】 【次期担当医師会長挨拶】	1階 G5・6
14:00 ①30分	■講演 座長 神奈川県医師会副会長 ①こども家庭庁の創設について	1階 G5・6 笹生正人
14:30 ②30分	②学校保健、学校医について日医の考え方	参議院議員 自見はなこ様
15:00 ③20分	③乳幼児健診と子どもたちの健康について	日本医師会常任理事 渡辺弘司様
15:20 ④20分	④眼科領域における子どもたちの健康について	日本医科大学武藏小杉病院小児科教授 田嶋華子様
15:40 ⑤20分	⑤児童精神科領域における子どもたちの健康について	神奈川県眼科医会会长 宇津見義一様
16:00 ⑥20分	⑥教育委員会における子どもたちの健康について	神奈川県立こども医療センター児童思春期精神科部長 庄紀子様
	神奈川県教育委員会保健体育課長	元橋洋介様
16:30 (70分)	■特別講演 座長 神奈川県医師会副会長 神奈川県医師会理事 演題「宇宙はたくさんあるのか!?」 講師 カリフォルニア大学バークレー校教授 ラインウェバー理論物理学研究所所長 ローレンス・バークレー国立研究所上席研究員 物理学者(素粒子物理学論、量子重力理論、宇宙論)	恵比須享 磯崎哲男 野村泰紀様
17:40	【閉会】	
18:30	【懇親会】 会場 横浜ベイホテル東急 【アトラクション】	B2階 クイーンズ グランド ボールルーム
20:30		

小室常任

岸 理事

第69回 社会保険指導者講習会プログラム

期 日：2025年10月26日（日）

会 場：日本医師会大講堂（1階）

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

電話 03-3946-2121（代表）

1. 開 会（10：00） 司会：日本医師会常任理事 今 村 英 仁

2. 挨 捶（10：00～10：10）

松 本 吉 郎（日本医師会会長）

上 野 賢 一 郎（厚生労働大臣）

3. 講習会

（1）生涯教育講演

①講演I（10：10～11：10※）

【CC73・1単位】

病診連携と多職種で取り組む日本のCKD対策

岡 田 浩 一（埼玉医科大学医学部腎臓内科教授）

②講演II（11：10～12：10※）

【CC26・1単位】

アトピー性皮膚炎—病態理解と治療に関する最近の進歩

井 川 健（獨協医科大学医学部皮膚科学講座 主任教授）

《休憩：12：10～13：00》

③講演III（13：00～14：00※）

【CC20・1単位】

睡眠障害についてかかりつけ医が知りたいこと

三 村 將（慶應義塾大学予防医療センター 特任教授）

※質疑応答の時間を含む

（2）厚生労働省関係講演（14：00～15：20）

【CC6・1単位】

①講演I 2040年を展望した医療について

森 光 敬 子（厚生労働省医政局長）

②講演II 令和8年度診療報酬改定に向けた課題と展望

林 修 一 郎（厚生労働省保険局医療課長）

4. 閉 会（15：20）

高木常任

一般社団法人 埼玉県医師会 会員の皆様

団体サイバーリスク保険

パンフレット 兼 重要事項説明書

団体割引

10%
適用



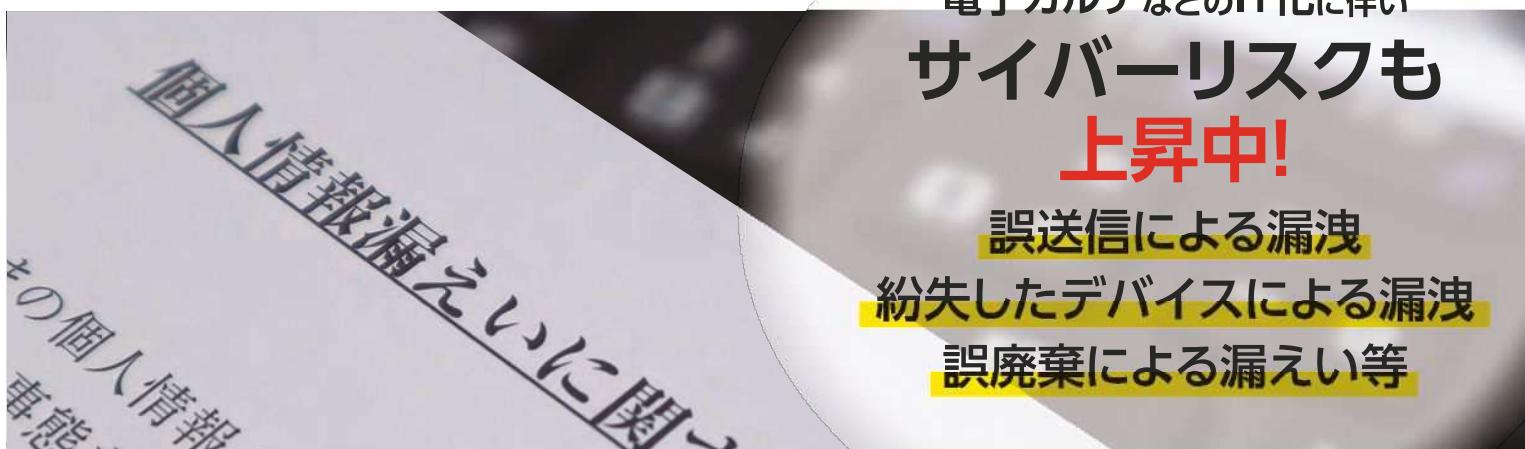
電子カルテなどのIT化に伴い

サイバーリスクも
上昇中!

誤送信による漏洩

紛失したデバイスによる漏洩

誤廃棄による漏えい等



保険期間: 2026年2月1日午後4時～2027年2月1日午後4時

募集締切日: 2026年1月15日(木)

加入対象者: 埼玉県医師会会員が開設・管理する医療施設

払込方法: 銀行振込 a. 払込締切日: 2026年1月15日(木)

b. 振込先: 埼玉りそな銀行 さいたま営業部

(普)4360581 (社)埼玉県医師会

中途加入: 毎月20日を締切とします。

保険料は加入月によって異なりますので、埼玉県医師会までお問い合わせください。
保険期間は振込が完了した月の翌月1日午後4時～2027年2月1日午後4時までです。

一般社団法人 埼玉県医師会

ご注意
ください。

ご加入内容をご確認ください。ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等に記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。万一、誤りがありましては代理店または引受保険会社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

サイバーリスク以外の人為的ミスによる 情報漏洩事故例

サイバーリスク保険はこのような人為ミスによる情報漏洩も対象範囲となります。

1

誤送信による漏洩

患者の診療情報が他の患者や第三者にメールで誤送信される事故。

2

紛失したデバイスによる漏洩

医療機関の職員が患者情報を保存したノートパソコンやUSBメモリを紛失。

3

誤廃棄による漏洩

紙媒体のカルテや診療記録が適切に処分されず、外部に流出。

4

共有設定ミスによる漏洩

クラウドストレージや共有ドライブの設定ミスで、患者情報が誰でもアクセスできる状態になる。

5

不正アクセスによる漏洩

外部からのハッキングにより、電子カルテシステムが侵害される。

6

誤った開示手続き

患者本人以外に誤って診療情報を開示してしまう。

7

職員の不適切行動

医療機関の職員が患者情報を無断で閲覧し、外部に持ち出す。

8

FAX誤送信

患者情報を含む文書が誤った番号にFAX送信される。

9

印刷物の放置

印刷した患者情報が公共の場所で放置され、第三者に拾われる。

10

無断持ち出しによる漏洩

印刷した患者情報が公共の場所で放置され、第三者に拾われる。

11

患者間の情報公開

同じ部屋の患者に誤って他患者の診療情報を渡してしまう。

12

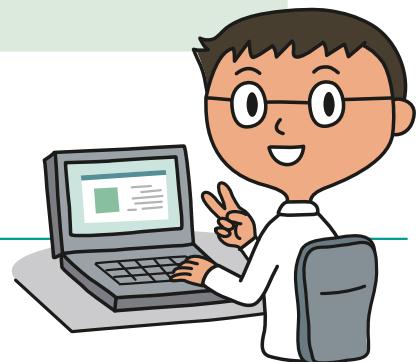
システムの不具合

電子カルテシステムのバグにより、患者情報が誤って公開される。



目 次

サイバーリスク保険の補償概要	P2
支払限度額・年間保険料	P3
サイバーリスク保険の補償内容詳細	P4～P7
保険金お支払いの対象とならない主な場合	P8
ご注意事項	P9
用語の意味	P10
サイバーリスク総合支援サービスのご紹介	P11



サイバーリスク保険の補償概要

保険期間

1 年間

被保険者の範囲

- ① 記名被保険者(埼玉県医師会会員)
- ② 記名被保険者の役員または使用人(①の業務に関する場合に限ります。)

商品構成

商品構成		主な補償内容
賠償責任保険 普通保険約款 + サイバーリスク 特別約款	(1) 損害賠償責任に関する補償 <small>コンピュータシステム(他人のためのコンピュータシステムを除きます。)の所有・使用・管理に起因して発生した他人の事業の休止・阻害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。詳細はP.4をご参照ください。</small>	損害賠償金 争訟費用、協力費用
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 <small>情報の漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。詳細はP.5～7をご参照ください。</small>	緊急対応費用、サイバー攻撃対応費用、コンピュータシステム復旧費用、再発防止費用、訴訟対応費用等

支払限度額・年間保険料

◆ 支払限度額

補償項目 1事故(①、②(7)は、1請求)・保険期間中	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE
① 損害賠償責任※1	5,000万円	1億円	2億円	5億円	5億円
② サイバーセキュリティ事故対応費用※2	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(1)緊急対応費用※3	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
(2)サイバー攻撃対応費用	500万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(3)原因・被害範囲調査費用・相談費用					
(4)コンピュータシステム復旧費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
(5)その他事故対応費用	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(6)再発防止費用※3	500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
(7)訴訟対応費用	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

※1 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、お支払いする全ての保険金を合算して、「①損害賠償責任」の金額が限度となります。

※2 (1)～(7)の各費用は「②サイバーセキュリティ事故対応費用」の支払限度額の内枠で支払います。

※3 縮小支払割合90%が適用されます。

上記A～Eプラン以外の補償内容をご希望の場合は、裏面記載のお問い合わせ先までご相談ください。

このパンフレットはサイバーリスク保険の概要について紹介したもので、詳細は、契約者である埼玉県医師会にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店にお問い合わせください。

◆ 1施設当たりの年間保険料

施設種類	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE
診療所	49,950	56,760	58,120	62,070	66,510
病院	20～49床	102,930	117,920	139,090	149,260
	50～99床	144,010	165,300	195,460	209,910
	100～149床	184,960	212,460	251,230	269,880
	150～199床	211,510	242,980	287,790	309,170
	200～299床	238,150	273,590	324,430	348,530
	300～399床	280,750	322,520	381,490	409,820
	400～499床	308,800	354,740	420,060	451,260
	500床～	336,840	386,960	458,630	492,690
※中途加入の場合の保険料は加入月によって異なりますので、埼玉県医師会までお問い合わせください。					

※保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した施設種類や(施設種類が病院の場合は)病床数に基づいて保険料を算出します。保険期間中の施設種類や(施設種類が病院の場合は)病床数の変更による精算は、原則として行いません。

なお、ご申告いただいた施設種類や(施設種類が病院の場合は)病床数が把握可能な最近の会計年度等の施設種類や(施設種類が病院の場合は)病床数に不足していた場合には、その不足する割合などにより保険金を削減することになりますのでご注意ください。

サイバーリスク保険の補償内容詳細

(1) 損害賠償責任に関する補償[サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)]

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(*1) (*2)

① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。)

- a.他人の事業の休止または阻害
- b.磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)
- c.その他の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ

③ 人格権・著作権等の侵害(②を除きます。)

(*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

(*2) 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

お支払いの対象となる損害

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※ 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)
③協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金(本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。
※ 実際の支払限度額の設定金額は、P.3のプランから選択いただけます。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。

お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金	合計額に対して、保険金をお支払いします。
②・③の費用	合計額に対して、保険金をお支払いします。

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

サイバーリスク保険の補償内容

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

[サイバーリスク特別約款(サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項)]

①サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用以外)

保険金をお支払いする場合

下表記載の費用(その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

*a～gについては、事故対応期間内に生じたものに限ります。aについては固有のお支払条件があります(P.6(*1)ご参照)。

〈セキュリティ事故とは〉 P.4(1)損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、本ページ以降に記載のa.緊急対応費用およびb.サイバー攻撃対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。

〈風評被害事故とは〉セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをおいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。
免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. 緊急対応費用 (*1)	<p>サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。</p> <p>ア.コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、b.サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。</p> <p>イ.サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、b.サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。</p> <p>ウ.サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用</p> <p>エ.サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用</p> <p>(ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。)</p> <p>(イ)コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。</p>	90%	1事故・ 保険期間中 1,000万円	
b. サイバー攻撃対応費用	<p>セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(*2)によって発見されていたときに支出する費用に限ります。</p> <p>ア.コンピュータシステム遮断費用</p> <p>サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用</p> <p>イ.サイバー攻撃の有無確認費用</p> <p>サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。</p>	100%	1事故・ 保険期間中 加入依頼書の ご選択された プランの該当欄に 記載された 金額	
C. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
d. 相談費用	<p>セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(*4)</p> <p>ア.弁護士費用</p> <p>弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会または他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。)をいいます。ただし、次のものを除きます。</p> <p>(ア)保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬</p> <p>(イ)刑事事件に関する委任にかかる費用</p> <p>(ウ)f.その他事故対応費用 コ.損害賠償請求費用」の費用</p> <p>イ.コンサルティング費用</p> <p>セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会または他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。)</p> <p>ウ.風評被害拡大防止費用</p> <p>風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)</p>	100%	加入依頼書の ご選択された プランの該当欄に 記載された 金額(*3)	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
e. コンピュータシステム復旧費用	<p>次の費用をいいます。(*4)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。</p> <p>ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用</p> <p>イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用</p> <p>(ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>(イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用</p>	100%	1事故・保険期間中 300万円	
f. その他事故対応費用	<p>次のアからコの費用をいいます。ただし、a～e、g、P.7「訴訟対応費用」を除きます。</p> <p>ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費用</p> <p>ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。</p> <p>エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に對しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用</p> <p>オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。</p> <p>カ. 個人情報漏えい見舞費用(*4) 公表等の措置(*5)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用</p> <p>(ア) 見舞金 (イ) 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用</p> <p>(ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)</p> <p>キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*5)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。</p> <p>ク. クレジット情報モニタリング費用(*4) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用</p> <p>ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に對応するため要した次のいづれかに該当する費用</p> <p>(ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。)</p> <p>(イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費</p> <p>(エ) コンサルティング費用(*4)</p> <p>コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用</p>	100%	被害者1名につき 1,000円	1事故・ 保険期間中 加入依頼書の ご選択さ れたプラン の該当欄に 記載された 金額
g. 再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます(*4)。ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用、e.コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・ 保険期間中 加入依頼書の ご選択さ れたプラン の該当欄に 記載された 金額	

(*1) サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービス(P.11ご参照)を含みます。)にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。

(*2) 次のいづれかをいいます。

ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(*3) b. サイバー攻撃対応費用、c. 原因・被害範囲調査費用、d. 相談費用で共有します。

(*4) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(*5) 次のいづれかをいいます。

- ① 公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限ります。)
- ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③ 被害者または被害法人に対する詫び状の送付
- ④ 公的機関からの通報

②訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

お支払いの対象となる費用と支払限度額等

損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・ 保険期間中 1,000万円	1請求・ 保険期間中 加入依頼書の ご選択された プランの 該当欄に記載 された金額

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

保険金お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。



【共通】

- ・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
 - ア.国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ.欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ.アまたはイ以外の制裁等
- ・次の事由
 - ア.戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動
 - イ.アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ.被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
 - (ア)重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - (イ)安全保障・防衛
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【損害賠償責任に関する補償】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- ・次の行為
 - ア.被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行為
 - イ.被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行われた行為
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア.火災、破裂または爆発
 - イ.急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ア.人格権・著作権等の侵害(*1)
 - イ.記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる知的財産権の侵害
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ・被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
- ・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
- ・罰金、料金、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの(被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。)
- ・被保険者相互間における損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償】

- ・生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれによる賠償責任。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任
 - ア.電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
 - イ.不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償:ITユーザー行為に起因する事故(*2)固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償:情報の漏えいまたはそのおそれの事故固有】

- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償:人格権・著作権等の侵害事故(*1)固有】

- ・私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為
- ・またはそのおそれのある行為
- ・記名被保険者による採用、雇用または解雇
- ・記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
- ・著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料(被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわりません。)

(*1)「情報の漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

(*2)「情報の漏えいまたはそのおそれおよび「人格権・著作権等の侵害」を除きます。

等

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

(サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用、緊急対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いする必要がありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

(緊急対応費用)

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。)にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

(上記以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いするありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

(共通)

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結されたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

◆補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額、保険金額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

◆通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

◆ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

◆他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

◆加入者証

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。

◆代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

◆保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*1))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます(*2)。

(*1) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

(*2) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険は、埼玉県医師会を契約者とし、埼玉県医師会会員を記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は埼玉県医師会が有します。

このご案内書は、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したもので、サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡しております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただき、解決の申し立てを行ることができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241

<全国共通>

受付時間：午前9時15分～午後5時

(土日祝・年末・年始を除きます。)



用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア.コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。 イ.アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供(記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。)。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御・監視・測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のためのコンピュータシステム	記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション・ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。 ア.コンピュータシステムへの不正アクセス イ.コンピュータシステムの機能の停止・阻害・破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ.マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。) エ.コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故(定義については、P.5の<セキュリティ事故とは><風評被害事故とは>をご確認ください。)を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア.個人情報 イ.法人情報 ウ.アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する情報を除きます。)
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア.個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。) イ.法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ.個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者(その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。)に知られたこと。
人格権・著作権等の侵害	記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信(記名被保険者が対価・報酬を受領して他人に提供するものを除きます。)によって生じた他人の著作権・意匠権・商標権・人格権・ドメイン名の侵害をいいます。

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

サイバーリスクに関する次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概 要	ご利用対象
緊急時ホットラインサービス (無料)	<p>お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用ダイヤルにて365日24時間サイバー専門組織が対応し、初動対応から保険金請求、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; text-align: center;"> 東京海上日動の 緊急時ホットラインサービス(*1) 0120-269-318 </div>	サイバーリスク保険 ご加入者様限定
情報・ツール提供サービス (無料)	<p>Tokio Cyber Port(*2)上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①インシデント対応フロー ②従業員の皆様向けテキスト ③サイバーリスク情報誌 ④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等) 	どなた様でも ご利用いただけます (*2)
サイバーソリューションナビ (専門事業者紹介サービス)	セキュリティ対策にお悩みの皆様向けに、ニーズに合わせたソリューションをご案内するツールです。	どなた様でも ご利用いただけます (*2)
サイバーリスク・ モニタリングサービス (無料)	お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合にお客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供するサービスです。	サイバーリスク保険 ご加入者様限定 (*3)
ベンチマークレポートサービス (無料)	本サービスは、米国シリコンバレーのサイバーリスクモデリング会社であるガイドワイヤー社と提携し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、「サイバーリスクベンチマークレポート」としてご提供するものです。本サービスによって、お客様は自社のサイバーリスクについて同業他社と比較したり、環境変化やセキュリティ対策によってリスクがどのように変化しているのかを客観的に把握することが可能となります。	サイバーリスク保険 ご加入者様限定 (*2)(*3)
簡易リスク診断サービス (定量リスク診断サービス) (無料)	一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額(PML)を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	どなた様でも ご利用いただけます (*2)

※本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

(*1)ご利用の際は、「ご加入者名」「証券番号」を確認させていただきます。

(*2)ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

(*3)情報漏えい限定補償プランのご加入者様にはご利用いただけません。

MEMO

MEMO

MEMO

東京海上日動の
緊急時ホットライン
サービス

ブ ロ ッ ク サ イ バ イ

0120-269-318

24時間365日対応
(年中無休)

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、
専用窓口(フリーダイヤル)で直接ご支援を実施するサービスです。

※ご利用の際は、「ご加入者名」「加入者番号」を確認させていただきます。

※本サービスは被保険者の方向けです。ご契約者と被保険者が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

日常の
サイバートラブル
からご支援

ウイルス感染等の日
常のサイバートラブ
ルに、初期アドバイス
やリモートサポート等
を行います。

経験豊富な
サイバー専門家が
ご支援

インシデント対応の
専門家が、事故対応
に精通した保険会社
ならではの支援を行
います。

多様な
専門事業者
ラインナップ

多様な専門事業者
の中から、トラブルの状
況やお客様のニーズ
に応じて最適な事業
者をご紹介します。

初動から
再発防止まで
ご支援

初動対応から保険金
請求、さらには再発防
止策の実行に至るま
でワンストップでご
支援します。

保険適用外でも
サービス
利用可能

仮に保険が適用され
ない場合でもサービ
ス利用可能です。(専
門事業者手配の実費
はお客様のご負担と
なります。)

ご加入に関する大切なお知らせ

今回ご加入いただくご契約より保険料が改定されているため、昨年とは保険料が異なっております。また、商品内容に関する改定があります。保険料・商品内容等詳細につきましてはパンフレットにてご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、下記募集締切日までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在のご加入タイプの今年度のパンフレット等に記載の内容にて保険会社に保険契約を申し込みますので、特段のご加入手続きは不要です。**(自動継続となります。自動継続の場合でも保険料の振込が必要です。)**



ご注意ください

組織変更や病床数の変更を予定されている場合は、別途お手続きが必要となる場合がございますので、必ず事前に団体窓口または取扱代理店へご連絡ください。

保険期間

2026年2月1日午後4時～2027年2月1日午後4時

募集期間：2025年12月12日(金)～2026年1月15日(木)まで

募集締切日：2026年1月15日(木)

※加入依頼書等の書類は別添の返信用封筒にて埼玉県医師会管理課 医事・福祉担当宛にご返送ください。

保険料支払方法

○新規・更新 銀行振込 a. 払込締切日：2026年1月15日(木)

b. 振込先：埼玉りそな銀行 さいたま営業部(普)4360581 (社)埼玉県医師会

○中途加入 ①毎月20日を締切日とします。

②保険料は加入月によって異なりますので、埼玉県医師会までお問い合わせください。

③保険料支払は上記口座に銀行振込をお願いします。毎月20日を締切とします。

④保険期間は振込が完了した月の翌月1日午後4時～2027年2月1日午後4時までです。

詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

● 加入・変更等のお手続き全般について

● 保険料に関するお問い合わせ

埼玉県医師会 管理課 医事・福祉担当
(取扱代理店：有限会社埼玉メディカル)

電話：048(824)2611(代表)

048(823)9230((有)埼玉メディカル)

住所：〒330-0062

さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号

埼玉県県民健康センター5F

● 左記以外のお問い合わせ

東京海上日動火災保険株式会社
埼玉中央支店マーケット開発チーム
電話：048(650)8381

一般社団法人 埼玉県医師会 御中

埼玉県医師会 団体サイバーリスク保険 加入依頼書

○ 保険期間:2026年2月1日午後4時～2027年2月1日午後4時まで

申込日 年 月 日

○ 契約者:一般社団法人 埼玉県医師会

中途加入の保険期間

○ 加入者:契約者の構成員が開設・管理する診療所または病院

年 月 1日午後4時～2027年2月1日午後4時まで

ご加入時の確認事項

私は一般社団法人埼玉県医師会の会員であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。また、私は、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。本依頼書記載事項が事実と相違ないことを確認のうえ同意いたします。

〈加入者情報〉

所在地	〒		
☆加入者名	カナ	申込印	
	漢字		
医療機関名	カナ		
	漢字	ご加入時の確認事項 確認印兼用	
連絡先	TEL :	FAX :	
病床数(病院のみ)	床	A1会員氏名	

〈ご加入方法〉

STEP1	本紙赤枠内をご記入、ご捺印
STEP2	返信用封筒で埼玉県医師会にご返送
STEP3	保険料を埼玉県医師会にお振込み 振込先:埼玉りそな銀行 さいたま営業部 (普)4360581(社)埼玉県医師会

〈法人が複数の施設を開設している場合のご注意事項〉

本保険のご加入は施設単位となります。補償をご希望の施設ごとに本加入依頼書をご提出頂く必要がございますので、ご注意ください。

保険料 : 円

下表(1施設当たりの年間保険料)をご参考頂き、いずれかに○をつけてください。

施設種類	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE
診療所	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○

◆1施設当たりの年間保険料

※中途加入の場合の保険料は加入月によって異なりますので、埼玉県医師会までお問い合わせください。

施設種類	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE
診療所	49,950	56,760	58,120	62,070	66,510
病院	20~49床	102,930	117,920	139,090	149,260
	50~99床	144,010	165,300	195,460	209,910
	100~149床	184,960	212,460	251,230	269,880
	150~199床	211,510	242,980	287,790	309,170
	200~299床	238,150	273,590	324,430	348,530
	300~399床	280,750	322,520	381,490	409,820
	400~499床	308,800	354,740	420,060	451,260
	500床~	336,840	386,960	458,630	492,690
					531,000

◆補償内容

補償項目 1事故(①、②(7)は、1請求)・保険期間中	プランA	プランB	プランC	プランD	プランE
① 損害賠償責任※1	5,000万円	1億円	2億円	5億円	5億円
② サイバーセキュリティ事故対応費用※2	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(1)緊急対応費用※3	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
(2)サイバー攻撃対応費用	500万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(3)原因・被害範囲調査費用・相談費用					
(4)コンピュータシステム復旧費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
(5)その他事故対応費用	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
(6)再発防止費用※3	500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
(7)訴訟対応費用	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

※1 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、お支払いする全ての保険金を合算して、「①損害賠償責任」の金額が限度となります。

※2 (1)～(7)の各費用は「②サイバーセキュリティ事故対応費用」の支払限度額の内枠で支払います。

※3 縮小支払割合90%が適用されます。

この加入依頼書はサイバーリスク保険の概要について紹介したもので、詳細は、契約者である埼玉県医師会にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店にお問い合わせください。

裏面の
告知事項申告書を
ご記入ください。

告知事項申告書 どちらかに○をお付け下さい。	1 ★ 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に当会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)。	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
	2 ★ 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか(過去に当会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)。	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
	3 上記1、2のいずれかが「はい」の場合は、その具体的な内容を記入		
	★他の保険契約等(※)	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	会社名
		満期日	支払限度額(保険金額)
★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することができます。ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更内容によってご加入を解除することができます。			

【個人情報の取扱いに関するご案内】

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行なうことがあります。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp>)をご参照ください。